

## 医療・公衆衛生に関する分科会（第2回）における主なご意見

### 全般的事項

- 分科会において議論する内容が、政省令事項なのか、行動計画やガイドラインに書かれる事項なのか分かるように明示してほしい。
- 特措法施行後、できるだけ速やかに行動計画、ガイドラインを出すべきでないか。
- 行動計画やガイドライン（見直し意見書）には、実施主体として「都道府県等」という言葉が散見される一方、特措法では、「都道府県」とされている。今後、行動計画やガイドラインを作成する際には、実施主体が明らかになるよう「都道府県」、又は「市町村」など明快に書き分けてほしい。
- 2009年のような弱毒型の新型インフルエンザの場合であっても、特措法（緊急事態宣言下の強制的措置）が発動されると誤解されている方もたくさんいると思われるため、本分科会における議論の前提について、共通認識を持つことが必要。

### 議題1 新型インフルエンザ等発生時の医療提供体制について

- 【P8】国内（地域）発生早期までの医療体制について
  - 帰国者・接触者外来の設置にあたり、地域の実情を勘案することは重要。
  - 帰国者・接触者外来が、国内感染期の発熱外来となった場合、人口10万人に1カ所では不足するのではないか。
- 【P14-15】国内（地域）感染期以降の医療体制について
  - 国内感染期には、全医療機関で診療することとされているが、SARS など高病原性の場合、全医療機関が参加するのは難しいのではないか。
  - 救急を含めて病診連携・病病連携が機能していない現状を踏まえれば、感染症対応で、それが機能するとは考えにくいのではないか。
  - 入院患者数、病床利用率の状況を確認する際、病院報告の二次利用はできないのか。

【P20-21】診療継続計画 【P28-29】臨時の医療施設について

- 体育館やホテルなどを使うことも最悪の事態として想定しておくのは良いが、各医療機関でBCPを作成するなどして、臨時の医療施設を利用しないことを原則と考えるべきではないか。
- 臨時の医療施設は、相当病原性が高く治療法が確立していないために患者を隔離する場合か、軽症であっても自宅に帰せない患者を対象とする場合が想定される。
- 都道府県は、管内の各医療機関における新型インフルエンザ等対策について把握しておく必要がある。

議題2 医療関係者への要請・指示、補償について

【P5】要請・指示の範囲について

- 医療の提供は、医療提供者の自律行動によって行われるものという観点から、法に基づく要請・指示は極めて限定的になされるべきであり、要請を行う状況としては、資料で提示された範囲が適当と考えられる。
- 要請・指示がなされる場合を地域における医療機関が診療を停止するようなものに限るのは、限定し過ぎではないか。

【P6】医療関係者の範囲

- 医療関係者の範囲として、資料で提示された12職種に加え、患者と接触する受付担当を含め、新型インフルエンザ等疾患に対する円滑な診療に必要とされる職員を含めるべきではないか。

議題3 水際対策について

(水際対策ガイドラインの見直し意見書に対して特に異論なし)